

総財調第8号
令和3年4月1日

各都道府県総務部長 }
(財政担当課・市区町村担当課扱い) } 殿
各指定都市財政局長 }

総務省自治財政局調整課長
(公印省略)

特定間伐等促進対策に対する地方財政措置について（通知）

「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律」（令和3年法律第15号）が本日施行され、市町村が作成する特定間伐等促進計画に位置付けて実施される追加的な間伐等に要する経費について、令和12年度まで、引き続き地方債の特例措置を講ずることとされました。

これを踏まえ、従前のおり引き続き、下記のおり地方財政措置を講じることとしておりますので、お知らせします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内市区町村に対しても、本通知について周知いただきますようお願いいたします。

記

- 1 「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第7条に規定する特定間伐等の実施又は助成に要する経費等を定める省令」（平成20年総務省令第81号）第2条第1号に規定する国庫補助金等は以下のものとする（いずれも林道を除く。）。
 - ・（目）森林環境保全整備事業費補助
 - ・（目）美しい森林づくり基盤整備交付金
 - ・（目）農山漁村地域整備交付金のうち農業用水保全の森づくり事業、森林整備事業及び漁場保全の森づくり事業（漁場保全の森づくり事業については、保安施設事業を除く。）
- 2 一般補助施設整備等事業債を充当することとし、その充当率は100%とする。

- 3 2の地方債の元利償還金については、その30%に相当する額を、特別交付税により措置する（平成22年度以前起債分は、事業費補正方式により、後年度普通交付税の基準財政需要額に算入する。）。
- 4 日本政策金融公庫資金貸付金及び沖縄振興開発金融公庫資金貸付金の対象となる経費は、本特例措置の対象とならない。